

# 第1回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成24年7月27日(金)  
18時30分～20時30分  
会 場 函館市役所8階大会議室

## 1 出席者

### (1) 委員 18 人

大江委員, 藤井委員, 三浦委員, 森越委員, 木村委員, 亀井委員, 小松委員,  
阿部委員, 小林雄司委員, 青田委員, 長谷委員, 数又委員, 野村委員, 横山委員,  
水戸委員, 小原委員, 小林幹二委員, 武田委員  
(欠席: 加藤委員)

### (2) 事務局 4 人

子ども未来部 岡崎部長, 佐藤課長, 小林主査, 宮越主任主事

## 2 配付資料 (事前配付)

- (1) (仮称) 函館市子ども条例制定検討委員会設置要綱および委員名簿
- (2) (仮称) 函館市子ども条例制定検討委員会の運営方法について
- (3) (仮称) 函館市子ども条例制定に向けての趣旨説明
- (4) 児童の権利に関する条約
- (5) 函館市次世代育成支援後期行動計画 (概要版・実績報告含む)
- (6) (仮称) 函館市子ども条例制定検討委員会の今後の進め方について

## 3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

### 1 開会

【事務局】 〈開会宣言〉 (委員長が選出されるまで会を進行)

### 2 子ども未来部長あいさつ

【岡崎部長】 家庭や地域の教育力の低下が指摘されている現在, 函館の子どもたちが健やかに成長していけるよう, 環境を整え支援していくことは行政の果たすべき大きな役割であるが, これは行政のみならず地域社会全体で, 取り組んでいく必要がある。

子ども条例の制定は, 工藤市長が政策として掲げており, 大人も子どもも, 家庭も学校も, そして地域において市民みんなが子どもの健やかな育ちに関して, その理念と取り組みの方針を共有して, 未来に向けて変わることなく引き継いでいくことが必要であると考えている。そのためには, 行政だけで決定するのではなくて, 議会の議決を得なければ, 変更や廃止ができない条例という形態をとることが必要である。

子どもの育ちや子育てに関する現状認識を共有し, 函館の子どもたちが健やかに育っていくためには何が必要か, 市民全体で何を共有することが求められているのか, この委員会ではそういった観点から皆様が普段感じたり, 考えていることを率直に忌憚なくお話ししていただきたい。

皆様の貴重なご意見, 活発なご議論の集積が, 条例を考えていくうえでの基礎となりますので, たくさんのご意見をいただき, 委員会の提言としてまとめ, 市長へ提出していただきたい。私どもは, 提言を踏まえ, さら

に市民の意見、議会の意見等をいただき、条例の内容を固め、議会に提案することになるが、制定までのプロセスの中で最も重要な役割を果たしていただくのが、この委員会であると考えているので、お忙しい中、皆様のお力添えをいただきたくお願い申し上げます。

### 3 委員紹介

【各委員】 〈自己紹介〉

### 4 事務局紹介

【事務局】 〈自己紹介〉

### 5 設置要綱説明

【事務局】 「資料1」設置要綱説明

### 6 議事

#### (1) 委員長および副委員長の選出について

【事務局】 〈要綱第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長選出〉  
藤井委員が委員長に選出された。

【委員長】 〈要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長が副委員長を指名〉  
大江委員が副委員長に指名された。

【委員長】 〈あいさつ〉

先ほどの皆様の自己紹介をお聞きして、0歳から18歳までの教育機関、そして子どもたちを取り巻くすべての方々をご参集いただいているということで大変心強く思います。条例をつくっていく際には、遠慮しないでご自分の経験からのご意見や普段考えていることなどをたくさん出していただきたいと思う。よろしく申し上げます。

【副委員長】 〈あいさつ〉

委員長をサポートしながら、副委員長の仕事をしっかり務めていきたい。よろしく申し上げます。

#### (2) 委員会の運営方法について

【事務局】 「資料2」委員会の運営方法について説明

原則公開とする。ただし、公開すべきでない事項が協議の対象となる場合は、委員会に諮って公開の可否を決定する。

会議録は、事務局で概要版を作成し、次回会議までに配付、会議当日の冒頭で承認を得る方法とする。

【委員長】 事務局から2点の提案がありましたが、質問、ご意見等ありますか。  
(満場一致で可決)

(3) 条例制定に向けての趣旨説明

【事務局】 「資料3」 条例制定に向けての趣旨説明

市長政策，議会における子ども条例制定にあたっての市長発言要旨，平成24年度市政執行方針について説明

「資料4」 児童の権利に関する条約について説明

「資料5」 函館市次世代育成支援後期行動計画について説明

【委員長】 資料3，4，5と事務局から説明がありましたが，質問ありますか。

【木村委員】 函館市次世代育成支援後期行動計画は現在推進されていると思うが，別に推進委員会はあるのではないか。この検討委員会との関係はどうなるのか。

【岡崎部長】 次世代育成支援後期行動計画は国の次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画であり，26年度までの5か年の計画となっている。関係性はどうかという質問だが，計画については，今後の国の動向次第であるが，計画が続くようであれば，新たに検討していくことが必要になってくる。

条例は子どもの育ちと子育ての基本理念と取り組みの方針というものを議会の議決を得て決定していこうというものでして，計画期間に縛られないで恒久的な位置づけにしようとするものである。一方，計画は，子育て支援に関わる広範な領域にわたって規定しているため，こういったものも十分視野にいれながら条例の議論をしていただきたいと考えている。

【木村委員】 今，推進委員会はないのか。

【事務局】 後期行動計画の進行管理のための推進委員会を現在設置している。

【野村委員】 次世代計画は平成27年度から新たな計画の策定が義務付けられるのではないか。子ども条例を制定する時期が，いつになるかわからないが，多分計画策定の前後になると思うが，子ども条例の理念や方向性が次の行動計画に反映されていく，そういう関係になっていくのではないか。なっていないかなければ，条例をつくる意味が薄れる。子ども条例は理念条例だが，理念条例とはいいいながら，一般論にとどまることなく，それ以降の具体的政策として取り組んでいくような，そういう条例としてつくられてほしい。そういう方向での議論が必要だと思う。

【委員長】 行動計画と子ども条例との位置関係についての意見だが，大変貴重な意見だ。

【青田委員】 子ども条例を制定するかしないかも含めて検討するのか。既に市長の公約だから，つくることが前提でその中身を検討することになるのか。

【岡崎部長】 市長の政策集の位置づけや議会での発言を考えると，子どもが健やかに育っていくための共通の理念をつくって，市民全体で共有して地域づくりをしていく，そういう地域社会実現のための条例を想定しており，そういう理念を皆様にもご理解いただいて，条例の制定に向けた議論をしていただきたいと思うが，つくらないといったご意見も拒むものではない。ただし，私どもといたしましては，重ねて申し上げるが，子どもの健やかな成

長を目指した地域社会を共有する、そういう意味での条例制定を目指したいと考えている。

**【森越委員】** 私の意見ですが、市の職員が動くとき、政策を実施する、しないとの選択をするときに何を行動規範にするか。条例、法律、通達というものが一定の拘束力を持っているのではないか。既に国会で批准された子どもの権利条約、条約というのは憲法の次、法律の上という国内法的な効力を持っている。子どもの権利について様々な形で規定されているのだけれども、そのことを市の職員に問うと、学校教育を例にすると、条約より下位法である学校教育法や教育基本法に頭がいく。私は日弁連でも、条約を国内法的な意味で法規範として確立させるため、子どもの基本法を制定するために動いている。自治体のレベルで子どもの権利条約を実質的に、自治体が子どもとの関係で動く、基本的な規範にしていくという意味では、条例として制定するということはものすごく大事なことでないかと思っている。

**【三浦委員】** 条例が必要かどうかから議論していくことが必要だと思う。次世代育成支援後期行動計画が、市民のものとして福祉のまちづくりを目指すもの、市民が手を結び合うものになれば良いと思っている。計画に記載されているが、現状を分析すると、市民が必ずしも一つになっていないだろうと、この計画が本当に市民のものになるよう、子ども条例についても、市民こぞって議論し、市民のものとして子どもの幸せを願う、育てる、家族を大事にする、そういうまちにしていこうという投げかけがされているから、それを踏まえてつくり上げていくべきだ。計画が本当に市民のものになるためにも条例は必要だ。計画は法定計画であるが、それでも市民のものとして実行されるように、そのバックには子どもの権利条約があるという組み立てをして、条例化をしていけば十分賛同が得られるのではないか。市民のものになって実行されなければ意味がない。子どもの権利条約の精神をベースにしながら函館ならではの条例を目指したい。後期行動計画に新しく入ったのはワーク・ライフ・バランス、仕事と子育ての両立、そういう地域社会にしようということ、また、地域の現状を我々が良く認識し、子ども中心のまちづくりをしていくとともに、どういうまちにしていけるのが良いのか、十分時間をかけて、経済界や労働界などいろんな方のご意見を聴いて議論していきたい。この委員会での議論がすべての市民の幸せにつながれば良いと思う。

**【小林幹二委員】** 条例が何故必要なのか、そのことが子どもの豊かな育ちとどのように関わりをもつのか、また、子どもたちが育っていくまち、子どもたちにとって住みよいまちと、条例がどのようなつながりを持っていくのか、子どもの権利条約をバックボーンにしながらも、具体をしっかりと議論していかなければ、骨のある、幹のあるものになっていかいのではないか。もう一つは論議の途中途中で広く市民にオープンにしながら市民とともに考えていくということも同時にやらなければならない。過程でもって、随時、血肉を入れながら一つ一つつくりあげていく、市民にとって皆が共有でき

るような条例を目指すべきであり、切り口としては間違いではないと思って聞いていた。

**【委員長】** 資料3, 4, 5について活発な意見がでましたが、あと質問はありませんか。

**【木村委員】** 行動計画については、市としての行動計画の策定に至らず、最終的に国の政策の範囲内でしか進められなかったというのが、行動計画についての私の感想です。そうではなく、0～18歳までの子どもの未来をどうして函館市で考えないのか、国から交付金がくるものだけを計画に入れていくということではなくて、函館市として未来のある子どもたちをどのようにして育てるかという中で、条例を目指したいと思う。子どもにとっての条例が本当に必要かどうかを議論するのがこの場だと思う。行動計画を進めるための委員会ではなく、子どもの健全な育ちを考える委員会になっていけば幸いだと思う。

**【青田委員】** 子ども条例は、基本的には子ども達が健康で、健全育成のための環境を整える条例というふうに資料を見ると思えるが、ここがポイントではないか。いかに子どもたちを健全に育てることに焦点を絞っていくのか。子どもの権利条約の資料を見ていると、日本や函館には関係ないものもある。重要なものもあるが。これに則った市の条例にしなければならないのかが分からない。基本は、自分たちが住む、函館という地域のコミュニティがより良いものになっていくことに、この子ども条例が重要な役割を果たすものだと思う。子どもも含めた大人社会を健全な状態に持っていくことが、この条例の大事な目的だと読み取ったが、みなさんの意見を聞きたい。

**【委員長】** そこは重要なところですので、次回以降、じっくり話し合う機会がある。今日はそこまではいかないと考えていた。ここには毎日毎日函館の子どもたちと関わっている、子どもたちの実態を十分熟知している方々が揃っていますので、当然詳しくお聴きする機会が出てくる。そこを抜きにしては、進められないと思う。

今後、検討を進めていく中で、このような資料がほしいといったような意見はないか。

**【三浦委員】** 他都市の条例のパターンを見て一致点を見出していき、また、今ある計画の認識を深めていく。その上で条例のあり方を議論すべきだと考えている。

**【森越委員】** 全国で1700程度の自治体のうち、84の条例が制定されている。函館市が目指すのは、総合的な性格の条例、総合条例だととらえると、全国で23しかないが、これから増えつつある傾向にある。子どもの条例をつくる際に、二つのパターンがある。子どもの健全育成のための環境を整えるための条例である。権利条約を読むと、日本の子どもと違うというところもあると思う。しかし、例えば、子どもの性については、ストリートチルドレンなどフィリピンなどで売春の問題があるが、日本でも援助交際という構図などの例があるので、個別に見ていくと、合致しているものがある。

子どもの権利条例，権利が入るかどうかで，かなり他都市でも議論がある。議会でも否決された例がある。権利が入るか否かでかなり違う。そこら辺を意識して，健全育成型かどうかという議論をゆっくりやっていった方が良いと思う。

【野村委員】 権利条約は，日本で批准した結果，児童福祉法の改正や虐待防止法の改正が，条約に合致する形で行われ，内容が充実した。国内法に跳ね返ってきた現状がある。それだけ重みのある，重要な役割を持つのが子どもの権利条約なので，権利条約と，無関係のところで議論されるのは，私は違うと思う。条約を押さえた中で，条例をつくっていく，関係性を深めていくということが必要だと思う。

【委員長】 もっと深めたい気持ちもあるが，次回以降の会議でこの議論をしたいと思う。次回の資料は，条例を制定している都市で，権利条例といったものや子ども育成条例といったものがあるようなので，それを整理した資料がほしい。

【事務局】 次回の会議で中核市を中心とした条例制定状況の資料を提出したい。

【木村委員】 教育委員会でいじめ防止委員会があるが，そこの関わり合いは出てくるのか。

【岡崎部長】 ここはあくまでも条例制定検討委員会であるが，その議論の中でいじめ防止委員会の発言や関わっている方の意見を聴きたいということであれば，検討委員会で関係者の意見を聴く場を設けることはできると思う。

【木村委員】 何故，聞いたかということ，函館市でもいじめによる事件があった。地域の中でも子どもを守るための委員会活動をしている。町会連合会を中心に何とかいじめ防止，いじめをなくしたいという動きがある。いじめだけの問題ではないが，総合的に子どもの健全育成のための施策の中で，条例化を進める中で，検討していただければ良い。

【小林幹二委員】 いじめ防止委員会は，年4回しか開催していないが，事前に調整すれば，こちらの要望には応えてくれるのではないかな。

【武田委員】 検討委員会のメンバーだけで子ども条例を考えていくことには多分ならないと思うので，ある程度出来てからパブリックコメントとかということではなく，途中経過を市民の皆さんに知らせてほしいし，市民の方から何らかの形で意見をお聞きするとか，子ども条例は，市民みんなで作ってあげていく方向にしていきたいと思う。その点要望します。

【委員長】 先ほど，関係者の意見を聴く機会を設けてほしいという意見もあるので，同様に要望として受け止めさせていただく。

#### (4) 委員会の今後の進め方について

【事務局】 「資料6」委員会の今後の進め方について説明

【委員長】 今後のおおまかな委員会の開催頻度ですが，いかがですか。

【副委員長】 平成25年度の項で，条例に具体的に盛り込む内容とあるが，委員会で条文化するということを考えているのか。それとも箇条書きのレベルの内

容のものなのか。自治基本条例の場合は、条文案として作成したが、今回はどうなるのか。

**【岡崎部長】** いままで市民参加で条例を制定したのは、自治基本条例や男女共同参画推進条例があるが、どちらも委員皆さんの考えで条例の形式でつくることとなったが、条例化する手法をとるのか、盛り込む内容を本質的にとらえてまとめるのかは事務局の意見ではなく、委員皆さんの共通の理解のもとで、決めていただいて良いのではないかと。

**【副委員長】** なぜこういうことを言ったかは、委員会の議論の結果が議会にどう反映されるかが問題である。いくら私たちが議論してまとまったとしても、条文自体をがらっと変わってしまったり、自分たちが議論した内容とは違った条例ができてしまうことがある。そうならないための手法は、議会との懇談会とかで情報交換することが必要になる。議員のみなさんとも情報交換をすることで、自分たちが議論した結果の条例をきちんとつくることのできる。市民意見の反映と同様に議会にどう反映させるかを意識する必要がある。先ほど、事務局で必ずしも条文化にこだわっていないとの答えがあった。内容的な、本質的なところを提言するだけで終わらせるもの一つのやり方だと思う。

**【森越委員】** 議事録の内容をホームページで公開することを検討してほしい。そこで市民が参加して意見をいえる手法を検討してほしい。また、実際に子どもたちがこの場に意見を反映させることができるような工夫を検討してほしい。

**【事務局】** 議事録については、子ども未来部のホームページに掲載したい。今後、充実したホームページにし、情報発信していきたい。

**【委員長】** 子どもの意見の件に関しても十分可能だと考える。

#### (5) 次回日程について

**【事務局】** 次回日程については、あらかじめ各委員の日程をお伺いしている。殆どの方が参加可能な8月28日(火)18:00から開催したい。開催場所は、総合保健センター2階健康教育室を予定している。

#### 7 閉会

**【委員長】** 以上で第1回検討委員会を終了する。